

令和8年度入学予定のみなさんへ

毎月の授業料を軽減します！

私立高等学校就学支援金のご案内

■ 就学支援金とは？

経済的理由によって教育の機会が失われることがないように、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき世帯の収入に応じて授業料の負担を軽減する制度です。

現在、国ではいわゆる「高校授業料の無償化」について議論されており、今後、就学支援金について見直される予定です。

福岡県では、詳細を随時ホームページでお知らせしています。

■ 就学支援金の支給を受けるには？

高等学校等入学後、各学校で手続きが必要となります。

入学後のスムーズな手続きのため、マイナンバー確認書類の準備、税の申告をお願いします。

※申請書の配布や手続きについての詳しい説明は、入学後に各学校で行います。

■ 支給額（授業料に充てる額）は？

令和8年度は検討中のため、令和7年度の支給額を記載しています。
(令和7年4月30日現在)

● 私立学校の場合

年収 ※1	約270万円未満	約270万円以上 約380万円未満	約380万円以上 約590万円未満	約590万円以上 約910万円未満	約910万円以上 ※2
全日制	最大33,000円/月			9,900円/月	9,900円/月
通信制	最大12,030円/単位			4,812円/単位	4,812円/単位
専攻科	最大35,600円/月	17,800円/月	—	—	—
多子世帯 ※3	最大35,600円/月				

※1 年収は、保護者の一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合の目安です。

※2 令和7年度は、高校生等臨時支援金として支給される予定です。

※3 多子世帯とは、扶養する子が3人以上いる世帯のことです。

返還
不要

授業料以外の教育費を支援！

高校生等奨学給付金

福岡県では、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、修学旅行費、PTA会費など）を支援する高校生等奨学給付金を支給しています。

■ 対象となる世帯は？

世帯の状況（当該年度7月1日現在）が、次の①～③全てに該当する世帯

①生活保護（生業扶助）受給世帯

又は、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯

又は、生徒が高等学校等の専攻科に通う低所得世帯

②保護者（親権者）が福岡県内に住所を有する

③高等学校等に在学している

※この奨学給付金は、生活保護の収入認定から除外されます。

■ 奨学給付金を受けるには？

高等学校等入学後、各学校で手続きが必要です。

○申請書の配布や手続きについての詳しい説明は、入学後、各学校で行います。

○支給は、令和8年7月以降の手続き完了後です。

（私立高等学校等に在籍する生徒については、10月以降の支給予定です。）

※上記の内容は、令和7年4月時点の情報です。
今後、国の制度改正等により変更となる場合があります。

■ 生徒1人あたりの支給額は？

世帯区分	生徒区分	給付額 (国公立)	給付額 (私立)
生活保護（生業扶助）受給世帯	全日制・定時制・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 (道府県民税所得割額及び 市町村民税所得割額)	全日制・定時制	143,700円	152,000円
	通信制・専攻科	50,500円	52,100円
・年収目安 270～380万円未満 ・380～600万円未満の多子世帯 (多子世帯:扶養される子が3人以上)	専攻科	10,100円	10,420円

※非課税世帯で着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、購入が必要である場合については、当該災害等につき1回に限り、上記の金額に次の金額を加算することができます。
(国公立:64,800円、私立:81,000円)

※当該年度7月1日現在の世帯の状況に応じ、高校生等1人につき上記の金額が年額で支給されます。



私立高校等担当

福岡県人づくり・県民生活部

私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係

092-643-3139